



平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 小 林 栄 三  
( コード番号 8001 東証第一部 )  
問 合 せ 先 広 報 部 長 中 山 勇  
( T E L . 0 3 - 3 4 9 7 - 7 2 9 1 )

## シーアイ化成株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおりシーアイ化成株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の株式 13,137,600 株（注）（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）約 35.33%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の第一位株主であります。この度、対象者の発行済株式全ての取得を目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社は、対象者の第七位株主である住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）（所有株式数 591,000 株、所有割合約 1.59%）及び第十位株主である電気化学工業株式会社（以下「電気化学工業」といいます。）（所有株式数 434,000 株、所有割合約 1.17%）（以下、住友化学及び電気化学工業を併せて「残存少数株主」と総称します。）との間で、それぞれ、各残存少数株主が本公開買付けに応募せず、本公開買付け及び本完全支配化（以下に定義します。以下同じ。）後も対象者の株式を継続して保有することを合意しております。但し、本完全支配化後は、各残存少数株主が継続して保有する対象者の株式は、本完全支配化により、その保有する株式数に応じて交付された株式となります。なお、本公開買付け後に行われる本完全支配化のための手続における 1 株未満の端数処理（下記「(4) いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。）により、本完全支配化後に住友化学と電気化学工業が保有する対象者の株数は同一となる予定です。

さらに、当社は、対象者の第五位株主である株式会社日本ゼオン（以下「日本ゼオン」といいます。）（所有株式数 909,000 株、所有割合約 2.44%）との間で、日本ゼオンの所有する対象者の株式全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

これに対し、対象者は本日開催された取締役会決議において本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

当社は、平成 19 年度及び 20 年度の 2 年間を実行期間とする中期経営計画「Frontier+2008～世界企業を目指し、挑む～」において、「新規事業領域の開拓」、「海外展開の加速」及び「コアビジネスの強化」を攻めの重要施策として挙げております。これらの重要施策に沿って、化学品/合成樹脂加工分野において、様々な戦略的施策の展開可能性を検討しております。

対象者は、包装用フィルム、建装用資材、農業・土木用資材及び工業用品・開発・他の製造販売を中心とした合成樹脂加工総合メーカーです。対象者は、平成 20 年 4 月 1 日付でシーアイアグロ株式会社とシーアイマテックス株式会社を合併させる等、その販売子会社等の再編を進める一方で、欧州市場においては、イタリアに BONLEX EUROPE S.r.l. を新たに設立する等将来の持続的成長に向けた足場固めを行っております。また、対象者は、平成 20 年度からの 3 年間を実行期間とする中期経営計画「グローバリゼーション 2010」を推進し、収益基盤拡大に向けた技術力、開発力、販売力の強化、海外収益の向上に向けた設備増強を行うとともに、事業運営の効率化、対象者グループ会社の経営体制の一層の強化を進めております。

しかし、合成樹脂加工分野では、公共投資削減による市場の縮小、個人消費を始めとした国内需要の低迷、国際的な価格競争の激化等先行きの懸念材料も多く、厳しい経営環境が続いております。またこのような経営環境の中において、近年、規模の拡大や機能強化による競争力強化を目的とした淘汰・再編が急速に進行しております。また、一方で、顧客のニーズはますます多様化、高度化、複合化してきており、これらのニーズはグローバル規模で拡大していくものと予想されているところです。

このような環境の下、当社は対象者との間で、北米での高機能フィルム製造販売に関する共同事業化、中国・上海地区におけるマイクロコアレスモーター製造販売に関する共同事業化を推進する等、海外市場での事業拡大に向けた共同展開を行ってまいりました。このように、当社及び対象者は、平成元年以降のかかる業務資本提携のもと、海外共同事業の推進に伴う海外収益の強化を進め、双方の企業価値向上に努め、一定の成果を上げてまいりました。

しかし、当社は、上記の厳しい経営環境に対処するとともに、持続的かつ安定的に双方の収益力強化を図るためには、持分法適用関連会社という関係を前提とした業務資本提携から更に踏み込んだ強固な枠組みを構築し、当社及び対象者の経営資源をより複合化、共有化するべく、本完全支配化を行うことが両社の企業価値向上にとって最良であるとの結論に達し、今般、本公開買付けを行うことを決定いたしました。当社は、本完全支配化後、対象者を当社の合成樹脂加工分野における中核子会社として明確に位置づけ、国内外での事業展開強化と成長を加速させていく方針です。

当社は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となり、対象者の技術力、開発力と当社の事業企画力を複合化することにより、対象者の収益力が更に強化することを期待しております。また、当社は、当社と対象者双方の経営資源の共有化を図ることで当社及び対象者の事業運営の効率化を実現する等のシナジー効果が実現し、当社及び対象者の更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になると考えております。

他方で、当社は、本公開買付けにあたり、住友化学との間で、同社が現在保有する対象者の株式 591,000 株（本完全支配化後は本完全支配化により同株式数に応じ同社に交付された株式数）を本公開買付け及び本完全支配化後も継続して保有する旨を合意し、電気化学工業との間でも、同社が保有する対象者の株式 434,000 株（本完全支配化後は本完全支配化により同株式数に応じ同社に交付された株式数）を本公開買付け及び本完全支配化後も継続して保有する旨を合意しております。

住友化学は、包装用フィルムや農業用資材に関する樹脂原料の安定的な供給及び技術サポートを継続してまいりました。また、電気化学工業は、高機能フィルム分野において、樹脂原料の安定的な供給及び技術サポートを継続してまいりました。

当社は、今後も住友化学及び電気化学工業が対象者の株主として残ることで、樹脂原料の安定的な供給をはじめ、引き続き製造の最適化に結びつく支援を行って頂けることを期待しております。

本公開買付け及び下記（４）記載の方法により、当社が残存少数株主と合わせて対象者の発行済株式（対象者の自己株式を除きます。）の全てを取得する取引（以下「本完全支配化」といいます。）を実施することにより、残存少数株主の支援のもと、当社及び対象者の経営資源を束ね、対象者の迅速な意思決定と有効的な経営施策の推進を通じてグループシナジーの最大化を図り、「事業展開力の強化」及び「機能の強化」を迅速に実現し、もって当社中期経営計画の重要施策として挙げている「新規事業領域の開拓」、「海外展開の加速」及び「コアビジネスの強化」の拡大に繋げることができるものと確信しております。

本完全支配化により当社と対象者との間で具体的なシナジー効果が期待される事案として、①当社の国内外における販売網、情報力と対象者の製品開発力、高度な生産ノウハウを複合化することによる販売力の強化、海外市場を中心とした販売効率の改善、新商品開発力の強化、②当社のファイナンス機能と対象者の技術開発力を活用した事業展開力の向上、③当社と対象者で重複する管理業務の削減によるコスト削減効果等が挙げられます。

以上の理由により、当社は、本公開買付け及び下記（４）記載の方法により、本完全支配化を実施することを対象者に提案いたしました。

そして、当社及び対象者双方において、平成 20 年夏以降慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、当社は、本公開買付けの実施を決定いたしました。当社は、対象者の代表取締役をはじめとする取締役らを交渉担当者とし、複数回の面談等により、対象者との協議及び交渉を行ってまいりました。対象者の交渉担当者のうち、代表取締役を含む取締役 2 名は、当社の出身者であります（現在当社の役職員を兼職し又は将来当社の役職員となる予定はございません。）。なお、対象者が意思決定の公正性を担保するために採用している措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

なお、上記以外の本完全支配化後の対象者の経営方針については、本公開買付けの成立後に引き続き当社と対象者との間で協議を継続していく予定です。

また、対象者は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする期末配当を行わない旨及び平成 21 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された、対象者株式を 1,000 株以上保有する株主に対する株主優待品の贈呈は行わない旨の決議を行ったとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

### （３） 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、本日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は、対象者を持分法適用関連会社としていること、並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性の担保及び利益相反の回避について、以下の配慮を行っております。

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保し、かつ利益相反を回避するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております（なお、当社は、野村證券からは妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。買付価格である 1 株当たり 390 円は、かかる野村證券による株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。なお、本公開買付けにおける買付価格は、東京証券取引所市場第一部における平成 21 年 2 月 12 日の対象者株式の普通取引終値である 211 円に対して 84.83%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 21 年 2 月 12 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値 237 円（小数点以下四捨五入）に対して 64.56%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 21 年 2 月 12

日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値 244円（小数点以下四捨五入）に対して 59.84%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年2月12日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値 248円（小数点以下四捨五入）に対して 57.26%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

さらに、当社は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間が20営業日であるところ32営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である32営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、他の買付者が対象者株式に対する買付け等を行う機会を提供することで、買付価格の適正性をも確保しております。また、当社と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の買付け等を阻害するような合意は存在しておらず、対象者取締役会の判断の公正性（買付価格の適正性）を客観的にも担保していると考えております。

なお、対象者の買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

#### （4） いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行うこととなります。当社は、上記の通り、本完全支配化の実施により、残存少数株主と合わせて、対象者の発行済株式（対象者の自己株式を除きます。）の全てを取得することを予定しております。本公開買付けにより、対象者の自己株式及び残存少数株主が保有する対象者株式を除く、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け完了後に、本完全支配化の手続として、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となることから、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式を所有する普通株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に上記②を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会の実施の詳細・時期は現時点では未定です。上記①乃至③の各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが予定されています。また、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付される対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、本完全支配化が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び残存少数株主を除きます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

もっとも、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、本完全支配化の実施方法に変更が生じる可能性があります。また、本公開買付け後において、上記（2）記載の本公開買付け後の経営方針の実行に支障を及ぼすおそれがあると当社及び対象者が合理的に判断する者が残存少数株主より上位の株主

として存在する場合には、当社が対象者を完全子会社とするための手段を実施することがあります。但し、本完全支配化の実施方法に変更が生じた場合には、当社及び残存少数株主以外の株主に対して、また、当社が対象者を完全子会社化する場合には、当社以外の株主に対して、関係法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用することが予定されております。この場合における当社及び残存少数株主又は当社以外の株主に交付する金銭の額についても、原則として本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算出される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

会社法上、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。なお、これらの (i) 又は (ii) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けが当初の予定どおり成立した場合、当社は、上記③において、対象者が全部取得条項が付された普通株式を取得する日（以下「本全部取得日」といいます。）を平成 21 年 6 月末日までの日とすることを対象者に要請し、かつ、平成 21 年 6 月に開催される対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することができる株主を本全部取得日後の株主とすることを対象者に要請する予定です。本定時株主総会で権利を行使することができる株主を本全部取得日後の株主とするため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会において、対象者定款第 12 条（基準日）の規定の削除を要請する予定です。そのため、平成 21 年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、対象者が新たに発行する普通株式が 1 株に満たない場合の金銭交付及び少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく対象者株式の買取等に関する税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者が上記（4）記載の手続に従い、当社が残存少数株主と合わせて対象者の発行済株式（対象者の自己株式を除きます。）の全てを取得することが予定されておりますので、上場廃止基準に従い所定の手続を経て、上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

当社は、対象者の企業価値を中長期的に向上させることを目的としており、そのための具体的施策を機動的に実行することのできる資本関係が望ましいと判断したため、本公開買付けを含めた本完全支配化を実施するものであり、上記（4）記載の手続は、対象者の普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありません。当社は、対象者の株主の利益を保護するべく、上記（4）記載の方法により、上場廃止となる対象者の普通株式の対価として現金の交付を受ける機会を対象者の株主（当社及び残存少数株主を除きます。）に提供しつつ、本完全支配化を行うことを企図しております。

(注) 対象者の株主名簿上、当社の所有する株式数は、13,138,470 株と記録されており、当社が認識しております上記 13,137,600 株よりも 870 株多い株数となっております。株主名簿の記録と当社の

認識に齟齬が生じた原因は必ずしも明らかではありませんが、当社が平成5年から平成6年に市場で売却した株式について、事務手続上の問題により株主名簿の名義書換えがなされていなかった（いわゆる失念株）可能性が高いと考えております。従って、当社は、当社の認識に従い、当社の所有する株式数を13,137,600株として、本公開買付けの各手続を行います。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	シーアイ化成株式会社	
② 事業内容	建装用資材事業 農業・土木用資材事業 包装用フィルム事業 工業用品・開発・他事業	
③ 設立年月日	昭和38年1月24日	
④ 本店所在地	東京都中央区京橋一丁目18番1号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北村 博	
⑥ 資本金	金55億円（平成20年12月31日）	
⑦ 大株主及び持株比率	(平成20年9月30日現在) 伊藤忠商事株式会社 35.34% 横浜ゴム株式会社 5.96% シーアイ化成取引先持株会 4.75% 株式会社クレハ 2.70% 日本ゼオン株式会社 2.44% 株式会社クボタ 1.73% 住友化学株式会社 1.59% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G） 1.40% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1.31% 電気化学工業株式会社 1.17%	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、平成21年2月13日現在、対象者の発行済株式総数の約35.33%を保有しております。
	人的関係	当社は、対象者に対して、取締役1名、監査役1名を派遣しております。具体的には、当社執行役員である福田祐士が対象者取締役を、当社従業員である田村正芳が対象者監査役を兼任しております。なお、両社間で相互に従業員の出向がございます。
	取引関係	当社グループは対象者グループへ原料等の販売をしております。また、当社グループと対象者グループは、対象者製品等において取引があります。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 2 月 20 日（金曜日）から平成 21 年 4 月 7 日（火曜日）まで（32 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1 株につき 390 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成 21 年 2 月 12 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 215 円から 241 円

DCF法 211 円から 446 円

なお、市場株価平均法に関しては、以下の各期間における東京証券取引所市場第一部における対象者株式の平均株価（普通取引終値）に基づき株式価値の算定がなされております。

株価採用期間		1 株当たり株式価値
算定基準日	平成 21 年 2 月 10 日	215 円
直近 1 ヶ月平均	平成 21 年 1 月 13 日 ～ 2 月 10 日	238 円
業績予想修正公表 翌営業日以降平均	平成 21 年 1 月 6 日 ～ 2 月 10 日	241 円
算定結果		215 円～241 円

まず市場株価平均法では、平成 21 年 2 月 10 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値、直近 1 ヶ月平均及び業績予想修正公表翌営業日である平成 21 年 1 月 6 日から基準日までの終値の単純平均値を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 215 円から 241 円までと分析しています。なお、業績予想修正公表とは、平成 21 年 1 月 5 日に対象者より公表された「特別損失の発生ならびに業績予想の修正に関するお知らせ」を指しています。

次に DCF 法では、当社により確認を行った対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 21 年 3 月期下半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 211 円から 446 円までと分析しています。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、DCF 法による算定結果の最低値である 211 円から DCF 法による算定結果の最高値である 446 円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者に対する事業、財務、法務、税務及び環境等に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 390 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、東京証券取引所市場第一部における平成 21 年 2 月 12 日の対象者株式の普通取引終値である 211 円に対して 84.83% (小数点以下第三位四捨五入)、平成 21 年 2 月 12 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値 237 円 (小数点以下四捨五入) に対して 64.56% (小数点以下第三位四捨五入)、平成 21 年 2 月 12 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値 244 円 (小数点以下四捨五入) に対して 59.84% (小数点以下第三位四捨五入)、平成 21 年 2 月 12 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値 248 円 (小数点以下四捨五入) に対して 57.26% (小数点以下第三位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

当社は、対象者普通株式の 13,137,600 株 (平成 21 年 2 月 13 日における対象者の発行済株式総数の約 35.33% (小数点以下第三位を四捨五入しております。)) の持分を保有し、対象者を持分法適用関連会社としております。平成 20 年夏以降、両社の協業効果の実現を目指して対象者と協議を重ねてまいりました。かかる協議の結果、対象者を本完全支配化することで、残存少数株主の支援のもと、当社及び対象者の経営資源を束ね、対象者の迅速な意思決定と有効的な経営施策の推進を通じてグループシナジーの最大化を図り、「事業展開力の強化」及び「機能の強化」を迅速に実現し、もって当社中期経営計画の重要施策として挙げている「新規事業領域の開拓」、「海外展開の加速」及び「コアビジネスの強化」の拡大に繋げることができると判断いたしました。

当社は事業、財務、法務、税務及び環境等に係るデュー・ディリジェンスを実施するとともに、当社の法務・財務・税務アドバイザーから各々の助言を適宜得て、対象者を連結子会社化することについて検討を重ねてまいりました。かかる検討を踏まえ、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定いたしました。

### (i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村證券より株式価値算定書を平成 21 年 2 月 12 日に取得しております。

### (ii) 意見の概要

野村證券は、市場株価平均法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 215 円から 241 円

DCF 法 211 円から 446 円

### (iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、DCF 法による算定結果の最低値である 211 円から DCF 法による算定結果の最高値である 446 円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、本日開催の取締役会において、最終的に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 390 円と決定いたしました。

なお、対象者の買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

## ③ 算定機関との関係

野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当いたしません。

## (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,414,507 株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 対象者が保有する自己株式630,393株(平成20年9月30日現在)については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。従って本公開買付けで当社が取得する株券等の数は、対象者が平成20年11月13日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の発行済株式総数(37,182,500株)より当社が保有する株式数(13,137,600株)及び対象者が保有する自己株式630,393株を除いた最大23,414,507株になります。なお、当社が保有する株式数は、本日現在のものです。但し、当社は、住友化学及び電気化学工業との間で、それぞれ、各社が保有する対象者の株式を本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。住友化学及び電気化学工業が本公開買付けに応募しない予定の株式数(合計1,025,000株)を控除した場合は、最大22,389,507株となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	13,137 個	(買付け等前における株券等所有割合 35.94%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	23,414 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	36,132 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(23,414,507株)に係る議決権の数を記載しております。「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は本日現在未定ですが、公開買付け期間の開始日である平成21年2月20日までに調査の上、開示する予定です。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成20年11月13日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として算出されたもの)です。但し、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式及び相互保有株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の単元未満株式219,500株から、同日現在の対象者の保有する単元未満自己株式393株を控除し、同日現在の相互保有株式201,100株を加算した420,207株に係る議決権の数である420個を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を36,552個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 当社の所有する対象者株式の貸借(借入極度株数:1,000,000株)について、当社と日本証券金融株式会社は、平成13年8月29日付株券貸借契約書を締結しております。

(7) 買付代金 9,132百万円

(注) 「買付代金」には、上記(5)記載の買付予定数(23,414,507株)に1株当たりの買付価格(390円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年4月14日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が

公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項各号により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 2 月 20 日 (金曜日)

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績等への影響の見通し

本公開買付けが、当社の平成 21 年 3 月期業績予想に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、議決に参加した対象者の取締役 8 名全員一致で、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議を行ったとの報告を受けております。詳細は、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- (I) 対象者は、平成21年1月5日付「特別損失の発生ならびに業績予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、以下のとおり、平成21年3月期第3四半期において特別損失を計上した上、平成21年3月期通期の業績予想の修正を行ったとのことです。なお、以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。また、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであるため、「当社」とは対象者を指し、「本日」とは当該適時開示が行われた日を指しております。

① 特別損失の内訳

- (i) 投資有価証券評価損 : 428百万円

保有する上場株式の内、5銘柄について第3四半期末日の時価が帳簿価額より著しく下落したことに伴い、同日の時価まで帳簿価額を減額いたします。

- (ii) 貸倒引当金繰入額 : 246百万円

子会社の営業債権（売掛金、受取手形）の一部について、債務者が民事再生法の適用を申請したことにより、当該債権の回収に懸念が生じたので、現時点で必要と判断される額を引き当てます。

なお、連結業績には影響いたしません。なお、上記の貸倒引当金計上等により、当該子会社の純資産が棄損したことに伴い、当社個別決算において事業損失引当金繰入額（314百万円）を計上いたします。

- (iii) 減損損失 : 104百万円

事業の種類別セグメント「工業用品・開発・他」に属する光学マスキングフィルムの生産設備の一部につきまして、開発製品の品種を限定することといたしましたので、以下の設備を備忘価額まで減損処理いたします。

- ・ 対象となる固定資産 光学マスキングフィルムの製造設備の内、クリーンルームとその附属設備
- ・ 固定資産の種類 建物（建物附属設備を含む）
- ・ 所在地 栃木県佐野市

- (iv) 固定資産売却損 : 73百万円

従前賃貸しておりました不動産につきまして、平成20年12月29日に譲渡契約を締結いたしましたので、その売却に伴い生じる損失額を計上いたします。

なお、内容につきましては、本日公表いたしました「固定資産の譲渡に関するお知らせ」をご参照願います。

② 平成21年3月期 通期連結業績予想数値の修正

- (i) 平成21年3月期通期業績予想数値の修正（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

(単位：百万円、%)

	売上高	営業利益	経常損益	当期純損益
前回発表予想 (A) (平成20年5月21日発表)	90,000	2,000	1,200	600
今回修正予想 (B)	84,000	50	△ 550	△ 1,300
増減額 (B-A)	△ 6,000	△ 1,950	△ 1,750	△ 1,900
増減率 (%)	△ 6.7	△ 97.5	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成20年3月期)	88,066	1,460	1,344	732

(ii) 修正の理由

- (a) 第3四半期に入り、米国発の金融危機に端を発した世界的な景気の後退と急激な円高の影響により、需要が急減いたしました。特に、海外売上高比率が高い、「建装用資材」、「包装用フィルム」に属する包装用収縮フィルム、「工業用品・開発・他」に属する電子部品の売上高ならびに売上総利益が減少すると予想しております。
- (b) 国内自動車メーカー各社が大幅な減産を発表したことに伴い、「工業用品・開発・他」に属する自動車用部材の売上高ならびに売上総利益が減少すると予想しております。
- (c) 前記①の特別損失を計上することによります。

(II) また、平成21年1月30日付「業績予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、以下のとおり、平成21年3月期通期の業績予想の修正を行ったとのことです。なお、以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。また、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであるため、「当社」とは対象者を指しております。

① 平成21年3月期通期業績予想数値の修正（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	売上高	営業利益	経常損益	当期純損益	一株当たり 当期純損益
前回発表予想 (A) (平成21年1月5日発表)	百万円 84,000	百万円 50	百万円 △ 550	百万円 △ 1,300	円 銭 △ 35.63
今回修正予想 (B)	84,000	50	△ 550	△ 2,100	△ 57.56
増減額 (B-A)	—	—	—	△ 800	—
増減率 (%)	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成20年3月期)	88,066	1,460	1,344	732	20.09

② 修正の理由

当社の当期業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について見直した結果、繰延税金資産の一部（約8億円）を取り崩すことによるものです。

(III) 対象者は、本日開催の取締役会において、平成21年3月31日を基準日とする期末配当を行わない旨及び平成21年3月31日現在の株主名簿に記録された、対象者株式を1,000株以上保有する株主に対する株主優待品の贈呈は行わない旨の決議を行ったとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

以 上

**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、シーアイ化成株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【言語】**

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

**【将来予測】**

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

また、このプレスリリースの記載には、米国証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。「将来に関する記述」には、経営成績及び財政状態の予測若しくは予想に関する議論、計画、異論、戦略及び期待、かかる記述の基礎となる仮定又はその他の将来に関する情報を含みます。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」に含まれ又は黙示的に示されたこれらの記載と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」に含まれ又は黙示的に示された予測、予想又は期待がこれらを反映した結果となることを何ら保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は証券取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。